

土地閉鎖登記簿の事務の取扱いについて (お知らせ)

このたび、当支局管轄の益田市について土地閉鎖登記簿（不動産登記事務のコンピュータ化により閉鎖された土地登記簿）の電子化作業を行いました。

これに伴い、土地閉鎖登記簿の謄抄本の作成及び閲覧の取扱いが下記のとおり変更になりますので、お知らせします。

記

- 1 取扱開始日 令和2年4月13日（月）
- 2 対象登記簿 不動産登記事務のコンピュータ化により閉鎖された松江地方法務局益田支局管轄の益田市の土地登記簿全部
- 3 土地閉鎖登記簿の謄抄本作成の取扱いの変更点
電子化された土地閉鎖登記簿（閉鎖登記簿電子情報）をA4判に印刷したものに、登記官の証明文を付してお渡しします。
- 4 土地閉鎖登記簿の閲覧の取扱いの変更点
従来の閲覧に代えて、A4判に印刷したものをお渡しします（証明文はありません。）。お持ち帰りいただくことができます。
- 5 手数料
土地閉鎖登記簿の謄抄本 1通50枚まで600円
土地閉鎖登記簿の閲覧 1筆450円
- 6 その他
土地閉鎖登記簿の謄抄本及び閲覧については、登記情報提供サービス、オンライン請求及び登記情報交換サービスによる御利用はできません。

令和2年3月19日

松江地方法務局益田支局